

障害福祉サービス事業 わかばの家 生活介護料金表

1. 施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.18円（1単位当たりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

①基本サービス費（介護給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位 (単位/ 日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
生活介護サービス費 区分6	2.5 : 1	1,108	11,279	10,152	1,127
区分5	2.5 : 1	820	8,347	7,513	834
区分4	2.5 : 1	562	5,721	5,149	572
区分3	2.5 : 1	496	5,049	4,545	504
区分2以下	2.5 : 1	453	4,611	4,150	461

・定員41人以上60人以下の給付費単価となっております。

②各種加算

（令和2年4月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位 (単位/ 日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
1	人員配置体制加算Ⅲ	51	519	468	51
2	福祉専門職配置加算Ⅰ	15	152	137	15
3	常勤看護職員等配置加算Ⅰ	28	285	257	28
4	初期加算	30	305	275	30
5	訪問支援特別加算1	187	1,903	1,713	190
6	訪問支援特別加算2	280	2,850	2,565	285
7	欠席時対応加算	94	956	861	95
8	利用者負担上限額管理加算	150	1,527	1,375	152
9	食事提供体制加算	30	305	275	30

10	送迎加算	21	213	192	21
11	福祉介護職員処遇改善加算Ⅲ	月の総単位数×32/1,000（単位）			
12	福祉介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×14/1,000（単位）			

- 1.生活支援員等を常勤換算数で利用者の数を2.5で除して得た数以上配置
- 2.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者が35%以上
- 3.看護職員を常勤換算で1以上配置
- 4.利用開始日から起算して30日以内の期間
- 5.利用者が連続して5日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し1時間未満の相談援助を行った場合（月2回まで算定）
- 6.利用者が連続して5日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し1時間以上の相談援助を行った場合（月2回まで算定）
- 7.急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合。（月4回まで）
- 8.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
- 9.収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
- 10.事業所の職員が、利用者の送迎を行った場合（片道毎）

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18,19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18,19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね600万円以下）	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2.食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	670円/日（食材料費370円） （食事提供体制加算対象者は食材料費のみ）
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和5年4月1日現在